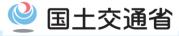
公共事業における建設関連業者の位置づけ



- ・公共事業による土木構造物の整備に当たっては、行政(発注者)が主体となり、建設関連業者、 建設業者が発注を受けて、それぞれの役割を果たすことにより進められています。
- 建設関連業はその業務を通じて国民のために働いているのです。

目的:公共の福祉の増進(国民の利益)に資すること

建設関連業者

測量業者:測量業務

地質調查業者:地質調查業務

建設コンサルタント:調査、設計等業務

(補償コンサルタント:補償業務)

事業の 発注



成果物 納品

発注者

国、都道府県、自治体等:事業の決定、予算化と執行

事業の 発注



工事の施工

建設業者ゼネコン専門工事業

連携

受「」上事未 (鳶、型枠、左官、 コンクリート圧送、

空調衛生設備等